

入札参加資格承継（法人成り、代替わり）の手引き

個人事業主が法人に組織変更した場合及び個人事業主が死亡又は高齢等により営業を継続できなくなり後継者に営業を引き継ぐ場合に、和歌山県の入札参加資格（県内建設工事）を承継する手続は以下のとおりです。

1. 要件

（１）個人事業主が法人へ組織変更した場合

次のすべての要件を満たしていること。

- ① 許可を受けた個人の建設業を廃業すること
- ② 個人事業主が組織変更後の法人の代表権者（代表取締役等）となること
- ③ 個人事業主が組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること
- ④ 上記②及び③の状態を承継認定後1年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでないこととします
- ⑤ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継ぎは、営業の同一性を保つものであること
- ⑥ 承継会社が和歌山県の入札参加資格者の欠格要件に該当しないこと

※承継会社の承継に係る総合点数再算定の対象となる経営事項審査において、申請業種の平均完成工事高が250万円を超えていなくても承継できます。

（２）個人事業主が死亡又は高齢等により営業を継続できなくなり後継者が営業を引き継ぐ場合

次のすべての要件を満たしていること。

- ① 個人事業主が建設業を廃業すること
- ② 後継者が当該個人事業主と同居している親族、もしくは別居しているが2親等以内の血族であること
- ③ 後継者が営業を引き継ぐことに対して当該個人事業主のすべての相続人が同意していること
- ④ 当該個人事業主から後継者への営業の引継ぎは、営業の同一性を保つものであること
- ⑤ 後継者が和歌山県の入札参加資格者の欠格要件に該当しないこと

※後継者の承継に係る総合点数再算定の対象となる経営事項審査において、申請業種の平均完成工事高が250万円を超えていなくても承継できます。

2. 留意事項

- (1) 申請期間は次の事実発生日から3か月以内です。
 - ① 個人から法人へ組織変更した場合は、登記を行った日
 - ② 個人事業主が死亡した場合は、当該個人事業主が死亡した日
 - ③ 個人事業主が高齢等により営業を継続できなくなった場合は、当該事業主が廃業した日
- (2) 申請書類の提出先は、主たる営業所を管轄する建設部又は海南工事事務所です。
- (3) 提出部数は3部（正本・副本・申請者控）です。
- (4) 被承継人から承継人（承継会社）への施工実績の承継についても同時に認定します。
- (5) 承継の認定書は全ての手続が完了した後、入札参加資格認定通知書と同時に交付します。
- (6) 建設業許可の承継の認可に伴い入札参加資格の承継申請をする場合の取扱いは**4. 建設業許可の承継の認可を受けた場合**のとおりです。
- (7) 認可を受けず従来通りの承継をする場合は、承継人が建設業許可を取得し、経営事項審査を受け、総合点数を算定するための再算定申請書（申請日を審査基準日とする）に基づき再算定を受けた後、入札に参加できるようになります（和歌山県の入札に参加できない期間が通常でも3～4か月生じます。）。

3. 申請書類

(1) 個人事業主が法人へ組織変更した場合

次の①～⑪の書類と、建設業許可の承継の認可申請書又は個人事業主の建設業廃業届及び承継会社の建設業新規許可申請書を提出してください。

- ① 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（法人成り）（別記様式第1号）
- ② 誓約書（別記様式第2号）
- ③ 被承継人の事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
- ④ 設立した法人の商業登記に係る全部事項証明書、定款、創立総会の議事録（会社法第25条第1項第2号の方法により設立する場合に限る。）及び財務諸表
- ⑤ 個人の営業の最終年度に関する財務諸表
- ⑥ 同意書（添付書類ア）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
- ⑧ 株主等調書（添付書類ウ）
- ⑨ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
- ⑩ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
- ⑪ その他知事が必要と認めるもの

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※ 申請書類のうち、申請時に提出が間に合わないものがある場合でも受付は行いますが、入札参加資格が承継されるのは全ての書類が揃った後になります。

※ 認可に伴う申請の場合、⑨の提出により③、⑤の提出前でも承継が認められます。

(2) 個人事業主が死亡又は高齢等により営業を継続できなくなり後継者が営業を引き継ぐ場合

次の①～⑩の書類を、建設業許可の承継の認可申請書又は個人事業主の建設業廃業届及び承継会社の建設業新規許可申請書と同時に提出してください。

- ① 和歌山県入札参加資格（県内建設業）承継申請書（個人承継）（別記様式第3号）
- ② 承継人と被承継人の続柄及び被承継人のすべての相続人が確認できる被承継人に係る戸籍謄本等（必要な場合には除籍謄本等）
- ③ 営業引継に対する同意書（別記様式第4号）及びすべての相続人の印鑑証明書
- ④ 承継人については事業の開始により、被承継人については事業の廃止により、納税地の所轄税務署長に提出した「個人事業の開廃業等届出書」の写し
- ⑤ 被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表
- ⑥ 承継人の営業開始時の財務諸表
- ⑦ 同意書（添付書類ア）
- ⑧ 暴力団排除に関する誓約書（添付書類イ）
- ⑨ （認可に伴う申請の場合）認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）
- ⑩ （国土交通大臣から認可を受けた場合）「認可通知書」の写し
- ⑪ その他知事が必要と認めるもの

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※ 申請書類のうち、申請時に提出が間に合わないものがある場合でも受付は行いますが、入札参加資格が承継されるのは全ての書類が揃った後になります。

※ 建設業法第17条の3に定める相続による承継の認可を和歌山県知事へ申請した場合、認可申請書と重複する②、③は提出を省略することができます。

※ 建設業法第17条の2に定める譲渡等による認可に伴う申請の場合、⑨の提出があれば④、⑤の提出前でも承継が認められます。

4. 建設業許可の承継の認可を受ける場合

建設業法第17条の2及び法第17条の3に定める建設業許可の承継の認可を受ける場合

建設業許可の承継の認可に伴い入札参加資格の承継申請をする場合、次のように取扱います。

- ① 以下のすべての要件を満たしている業種に係る入札参加資格を承継します。
 - ア 認可により、許可を承継した業種であること。
 - イ 認可により、経営事項審査において受けた総合評定値の通知を承継した業種であること。
 - ウ 被承継人等が入札参加資格を有し、かつ承継人等が入札参加資格を有しない業種であること。
- ② 認可の効力発生日から和歌山県の入札参加資格の承継の効力が発生します。なお、法第17条の3に定める相続による承継の認可を受ける場合、認可申請日から認可の効力発生日までの間、被承継人等が有していた資格で入札参加を行うことは認められません。
- ③ 客観点数は認可により承継した経営事項審査における総合評定値とします。
- ④ 地方基準点数は認可に係る被承継人等の直近の地方基準点数とします。
- ⑤ 認可に伴う入札参加資格の承継を受けた後、承継人等は速やかに認可の効力発生日以降を審査基準日とする経営事項審査を受審した上で承継に伴う再算定を申請してください。

※ 法人成り・生前の代替わりなどの建設業法第17条の2に定める事業譲渡等による認可の場合、「被承継人の開廃業等届出書の写し」「被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表」は事業譲渡日以前に作成できませんが、「認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）」の提出により事業譲渡日に入札参加資格が承継されます。

ただし、誓約書におけるいずれかの申請書類の提出期限を過ぎても提出がない場合、入札に参加できなくなる場合があります。また、提出期限からさらに30日間を過ぎても提出がない場合、入札参加資格自体が取り消される場合があります。

【参考】

建設業法第17条の2に定める譲渡及び譲受け並びに合併及び分割による承継の認可

- ・法人成り（個人事業主が組織変更後の法人の代表権者となる場合）
- ・生前の代替わり（高齢等により営業を継続できなくなり後継者が営業を引き継ぐ場合）

建設業法第17条の3に定める相続による承継の認可

- ・死亡後の代替わり（個人事業主の死亡等により相続した後継者が営業を引き継ぐ場合）

認可に伴う承継承認申請に関する誓約書（添付書類エ）における各申請書類の提出期限

- ・被承継人の開廃業等届出書の写し・事業譲渡日から30日後
- ・被承継人の営業の最終年度に関する財務諸表・事業譲渡日から60日後